

協議第 14 号

地方税の取扱い（その 1）について

地方税の取扱い（その 1）について提出する。

平成 16 年 6 月 13 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協定項目	9	地方税の取扱い（その 1）について
<p>1 個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉦産税については、現行のまま新町に引き継ぐ。 ただし、固定資産税の第 1 期納期を 5 月 1 日からに統一する。</p>		

平成 16 年 6 月 13 日 確認・継続審議